

防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校病院運営会に関する規則を次のように定める。

平成17年3月15日

防衛医科大学校病院長 関 根 勇 夫

防衛医科大学校病院運営会に関する規則

改正 平成18年3月31日規則第3号
平成28年3月29日規則第3号
平成29年3月30日規則第1号
令和2年3月25日規則第1号
令和4年9月30日規則第2号
令和5年6月29日規則第2号

(設置)

第1条 防衛医科大学校病院の在り方について幅広く検討を行い、将来計画について企画・立案するとともに、現状の諸問題を解決し業務の合理化・効率化を図るため、防衛医科大学校病院運営会（以下「運営会」という。）を置く。

(構成)

第2条 運営会は、病院長、副院長2名及び次項の規定に定める病院長補佐をもって構成する。

2 病院長補佐は、管理・運営、医療安全、教育、手術・医療材料、事務、薬剤、看護その他病院長からの特命事項に関することを担当する者をもって構成する。

3 委員長は病院長をもって充てる。

4 副委員長は、副院長（管理・運営担当）をもって充てる。

5 病院長補佐のうち、事務、薬剤及び看護に関することを担当する者については、それぞれ事務部長、薬剤部長及び看護部長をもって充てることとし、管理・運営、医療安全、教育、手術・医療材料その他病院長からの特命事項に関することを担当する者については、病院長が指名する者をもって充てる。

(任期)

第3条 病院長補佐の任期は、病院長が定める。

2 病院長が退職する場合は、病院長補佐の指名を解くものとする。

(審議事項)

第4条 運営会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院の運営の方針、中長期計画、予算及び決算その他の病院の運営に関する重要な事項に関すること。
- (2) 病院の医療安全管理及び訴訟に関すること。
- (3) 臨床教育に関すること。
- (4) 病院の手術及び医療材料に関すること。
- (5) 病院における諸施策の評価に関すること。
- (6) その他病院の在り方に関すること。

2 病院長は、前項の審議の概要を病院職員に周知させる。

(会議)

第5条 運営会は、必要に応じ開催する。

2 病院長は、運営会を招集し、その審議を主催する。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営会の庶務は、病院企画調整官の統制の下、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日改正)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日改正)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。